



住まい

公的賃貸住宅への入居

公営住宅(一定の所得以下の方)

問 住宅課住宅係

☎5984-1619

住宅に困っている一定所得以下の方に、集合住宅を低額な家賃でお貸しします。募集期間中にお申し込みされた方の中から抽選で選び、住宅をあつせんします。

区営住宅【年1回】

「ねりま区報」では、5月21日号に掲載してお知らせします。

対象 一般世帯向、ひとり親世帯向、若年ファミリー向、単身者向

主な申し込み資格

- ・所得の合計が基準内であること
- ・区内に1年以上居住していること

区立高齢者集合住宅【年1回(空き家がある場合のみ)】

「ねりま区報」では、11月21日号に掲載してお知らせします。

主な申し込み資格

- ・所得の合計が基準内であること
- ・自立して生活できること
- ・区内に3年以上居住していること
- ・申込者が65歳以上の方で、単身者または60歳以上の親族と2人世帯であること

都営住宅・シルバーピア(高齢者向)

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎3498-8894

申し込み資格など詳しくは、募集期間中に配布する募集案内をご覧ください。

定期募集【年4回】

「ねりま区報」では、募集が始まる月の1日号に掲載してお知らせします。

対象 家族向、単身者向、若年夫婦・子育て世帯向、シルバーピア

毎月募集

東京都住宅供給公社のホームページをご覧ください。

対象 単身者向、若年夫婦・子育て世帯向、結婚予定者向

公的住宅(中堅所得の方)

公営住宅の所得基準を超える方向けの住宅です。民間住宅と異なり一定の申し込み資格があります。

都民住宅

問 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎3498-8894

家族向けの賃貸住宅です。申し込みを先着順で受け付けます。

UR賃貸住宅

問 (独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部

☎0120-411-363

一定の所得額のある世帯向けの賃貸住宅です。高齢者向け、単身者向けの住宅もあります。一部の住宅を除き、申し込みを先着順で受け付けます。

※UR賃貸住宅独自の所得基準があります。

JKK住宅(公社一般賃貸住宅)

問 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター

☎3409-2244

単身者向け住宅もあります。新築住宅などを除き、申し込みを先着順で受け付けます。

住まいの確保

居住支援制度(保証料の助成)

問 管轄の総合福祉事務所→25・123p参照

保証人が見つからないために民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対して、民間保証会社が保証人となり、入居および居住継続を支援します。保証料の一部を区が補助します。

対象 原則として2年以上区内在住で、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上を含む60歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上の方がいる世帯
- ・18歳未満の児童と母または父のみで構成される世帯
- ・上記以外の世帯のうち、住居の確保について困難な事情があると認められる世帯

住まい確保支援事業 (民間賃貸住宅の物件情報の提供)

問 住宅課管理係 ☎ **5984-1289**

年齢や身体状況などの理由により住まい探しでお困りの方に対し、希望条件をもとに民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。

対象 次のいずれかに該当する世帯

- ・ 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けた方を含む世帯
- ・ 子ども(18歳以下)と母または父のみで構成される世帯

住居確保給付金

問 生活サポートセンター ☎ **3993-9963**

離職、自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会などの減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。また、収入が著しく減少し、家計の改善を図る必要があると認められた方に、現在より家賃が安い住宅などへ転居するための費用を助成します。

住環境の改善

住宅修築資金の融資あっせん

問 住宅課管理係 ☎ **5984-1289**

住宅を修築(修繕・模様替え・増築)する場合に資金の融資あっせんを行います。世帯の所得および家族構成により、区からの利子の補給があります。着工前にお申し込みください。

対象工事

住居の修築・増築、危険なブロック塀などの改良、アスベスト対策工事、耐震改修工事

申し込み資格 以下の条件を全て満たす方

- ・ 区内に引き続き1年以上居住していること
- ・ 20歳以上で、資金の完済日に70歳未満であること
- ・ 前年の世帯総所得が1,200万円以下であること
- ・ 連帯保証人を立てられること
- ・ 住民税・軽自動車税種別割の滞納がないこと

住宅改修事業者の情報提供

問 住宅課管理係 ☎ **5984-1289**

住宅や分譲マンションの改修工事を行う区内住宅改修事業者について、区ホームページで情報提供しています。

家屋の工事(修繕・増改築)の業者紹介

問 経済課中小企業振興係 ☎ **5984-1483**

家屋の修繕などをお考えの方に、施工業者を紹介します。見積りは原則無料です。ご紹介できる業者は1社のみとなります。



申込はこちらから

住まい

都市計画・まちづくり

	内容	問合せ
都市計画情報の閲覧	区内の用途地域や都市計画道路などの都市計画情報は、インターネットで公開しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。  https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/toshi_annnai/index.html	都市計画課(都市計画窓口) ☎ 5984-4717
地価公示・基準地価格	公示価格や基準地価格が閲覧できます。 閲覧場所 経理用地課(東庁舎3階)、各区民事務所(練馬を除く)、各図書館(南大泉図書館分室を除く)	経理用地課管財係 ☎ 5984-2807
「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出、申出	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとするときには、届出が必要です。また、地方公共団体などによる買い取りを希望するときには、申し出ることができます。	経理用地課管財係 ☎ 5984-2807

建築

	内容	問合せ
建築確認申請	建物の新築・増改築などの際には、計画内容が建築基準法などに適合しているか工事前に確認を受ける必要があります。	建築審査課建築審査係 ☎5984-1299
道路調査	建築などを行う場合には、道路の事前調査が必要です。	建築審査課道路調査係 ☎5984-1984
狭あい道路の解消に係る助成など	区が狭あい道路の拡幅整備工事を行います。狭あい道路を解消するための支障物の撤去費用や建築基準法の道路申請に係る費用などを一部助成します。また、すみ切り用地の寄附に対して奨励金を交付します。 ※工事や助成には条件があります。事前にお問い合わせください。	建築課狭あい道路拡幅係 ☎5984-1985
地下室等設置に係る浸水対策の届出	地下室などを設置する際は、建築確認申請前に浸水対策に係る届出が必要です。	建築審査課設備係 ☎5984-1937
中高層建築物等における紛争の予防・調整	建築主は、標識の設置や隣接住民への説明、住民説明報告書の提出などの手続きが必要です。紛争が生じた場合、当事者は自主的解決に努めてください。当事者間で解決に至らない場合は、当事者双方からの申し出により、区が調整を行う制度もあります。	開発調整課調整係 ☎5984-1641
大規模建築物・特定用途建築物の建築	建築物がまちづくり条例で規定する要件に該当する場合、建築紛争の予防・調整手続きの前に、条例に基づく手続きが必要です。	経済課中小企業振興係(集客施設) ☎5984-1483 開発調整課管理係(その他) ☎5984-1081
建築協定	地域住民が建築基準法よりも厳しい基準を定め、これを互いに守り合うことで、より住みやすいまちづくりを進める制度です。	開発調整課管理係 ☎5984-1081
風致地区内の新改築など	風致地区内で建築物等工作物をつくる場合や宅地の造成、木竹の伐採などを行う場合は、事前に許可を得る必要があります。	開発調整課緑化審査係 ☎5984-2406
建設リサイクル法の届出	建築物の解体や新築などを行う場合は、工事を行う7日前までに分別解体の計画などに係る届出が必要です。区ホームページから電子申請ができます。	建築課監察係 ☎5984-1909
バリアフリー改修費用の助成	店舗、診療所、共同住宅などをバリアフリー改修する場合や簡易スロープなどを設置する場合に、費用の一部を助成します。 ※助成には条件があります。事前にお問い合わせください。	建築課福祉のまちづくり係 ☎5984-1649

宅地・建物

	内容	問合せ
長期優良住宅の認定	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅として認定を受けると税制の優遇を受けられます。	建築審査課構造係 ☎5984-1934
低炭素建築物新築等計画の認定	認定を受けると所得税や登録免許税の優遇を受けられます。	建築審査課設備係 ☎5984-1937
マンション管理計画認定制度	適切に管理している民間の分譲マンションの管理計画として公的な認定を受けると、住宅金融支援機構の金利の優遇などを受けられます。	住宅課管理係 ☎5984-1289
ねりまマンションセミナー“未来塾”	分譲マンション管理組合や区分所有者の方を対象に、各種の情報提供やセミナーを年3回実施しています。	
住宅用家屋証明書	家屋の購入(中古を含む)、新築などの登録免許税が軽減される証明書を発行します。一定の要件があります。	建築課管理係 ☎5984-1294
住居番号の届出	建物の新築、改築などをしたときは、住居番号を新たにつけるための届出が必要です。	戸籍住民課住居表示係 ☎5984-4526
住居表示変更証明書	住居表示実施による住居表示変更証明書を交付します。	各区民事務所▶22・23p参照 戸籍住民課住居表示係 ☎5984-4526
町名地番変更証明書	住居表示を実施する前の町名、地番の証明については、事前にお問い合わせください。 発行手数料 1通300円	総務課総務係 ☎5984-2600

上・下水道

	内容	問合せ
上水道	引っ越し・契約の変更や料金・漏水その他水道に関すること	東京都水道局お客さまセンター ☎0570-091-100
	給水装置工事に関すること	東京都水道局練馬給水管工事事務所 ☎3999-3547
下水道	下水道がつまったときなど	東京都下水道局練馬出張所 ☎5999-5650
	排水設備工事に関すること	東京都下水道局西部第二下水道事務所 ☎3969-3343
	雨水浸透施設設置・雨水タンク購入費用の助成	土木部計画課総合治水係 ☎5984-2074
	水漏れ・排水詰まりなど水周りの修繕、工事の業者紹介	総合設備メンテナンスセンター ☎0120-850-195
受水槽	有効容量10mを超える受水槽の、登録機関の立入検査や年1回の槽内清掃(義務)	生活衛生課環境衛生監視担当係 ☎5984-2485
浄化槽	①定期的な清掃・保守点検(義務) 「浄化槽清掃業」の許可を受けた業者に依頼してください。 ②年1回の水質検査(法定検査)(義務)	①清掃リサイクル課清掃事業係 ☎5984-1059 ②東京都環境公社浄化槽検査係 ☎042-595-7982

道路・河川

	内容	問合せ
- 公道内の雨水ます - 道路の陥没、損傷、交通安全施設の補修	区道内	管轄の土木出張所→25・108p参照
	都道内 東京都建設局第四建設事務所 練馬工区 ☎3933-6121 石神井工区 ☎3867-7816 夜間、土・日・祝休日などで緊急の場合は東京都建設局都道管理連絡室 ☎3343-4061	
	国道内	東京国道事務所万世橋出張所 ☎3253-8361
街路灯の補修、新設	区道・私道	道路公園課街路灯係 ☎5984-2379
	都道	東京都建設局第四建設事務所 ☎5978-1742
	国道	東京国道事務所万世橋出張所 ☎3253-8361
公道(区道、区有通路)を占用するとき	建築用足場や仮囲い、店舗などの突き出し看板で公道を使用する場合は、区と警察署からの許可が必要です。	土木部管理課道路占用係 ☎5984-1956
公道(区道、区有通路)に出入口を新設するとき	車などの出入りのためにガードパイプの撤去や公道の工事をするときは、申請が必要です。	土木部管理課管理調整係 ☎5984-1305
私道の公道化に関すること		土木部管理課道路認定係 ☎5984-1960
公道の拡幅(寄付)に関すること		土木部管理課道路整理係 ☎5984-1972
私道の整備への助成	舗装や排水設備(下水)の工事費用の助成	土木部計画課総合治水係 ☎5984-2074
河川(石神井川・白子川・千川上水)	清掃に関すること	管轄の土木出張所→25・108p参照
	水質に関すること	環境課環境規制係 ☎5984-4712